

独立行政法人日本芸術文化振興会 御中

日本芸術文化振興会隼町地区内土壤状況調査

報告書

令和 2 年 3 月

株式会社クリタス



KURITAZ CO.,LTD.

1	はじめに.....	1
2	目的.....	1
3	概要.....	2
	3.1 調査の対象となる土地の場所.....	2
	3.2 調査実施期間.....	3
	3.3 調査実施責任者（土壌汚染対策法に基づく指定調査機関）.....	3
	3.4 分析実施者（計量証明機関）.....	3
	3.5 調査の基本的な考え方.....	3
4	土壌ガス調査（対象：第一種特定有害物質）.....	5
	4.1 調査方法.....	5
	4.2 調査地点.....	6
	4.3 調査対象物質.....	6
	4.4 調査作業手順.....	6
5	土壌調査（対象：第二種特定有害物質、第三種特定有害物質）.....	7
	5.1 調査方法.....	7
	5.2 調査地点.....	8
	5.3 調査対象物質.....	8
	5.4 調査作業手順.....	9
6	調査結果.....	10
	6.1 土壌ガス調査結果.....	10
	6.2 土壌調査結果.....	10
7	次段階（今後）について.....	10

<添付資料>

図-1 調査地点図

表-1 土壌ガス調査結果

表-2-1 土壌調査結果（土壌溶出量調査）

表-2-2 土壌調査結果（土壌含有量調査）

<別冊資料>

別冊資料 1 濃度計量証明書

別冊資料 2 土壌ガス分析結果報告書及び土壌ガスチャート

別冊資料 3 調査実施状況写真

別冊資料 4 試料採取記録簿

1 はじめに

本報告書は、東京都千代田区隼町敷地（以下、調査対象地という）における土壤汚染状況調査の結果について述べるものである。

なお、本調査は、環境省「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、以下「法」という）及び東京都「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都条例第 215 号、以下「条例」という）に規定される方法を参考にして実施した。なお、本調査は法令上の義務で行うものではなく、自主調査の位置付けで行った。

2 目的

本調査は調査対象地における土壤汚染状況の概略を把握することを目的とした。

3 概要

3.1 調査の対象となる土地の場所

所在地：東京都千代田区隼町4番1号（国立劇場構内）

現況：劇場



ゼンリン電子地図帳より調査対象地周辺を抜粋（Z20BB第2778号）

調査対象地 位置図

3.2 調査実施期間

現地試料採取期間 : 令和2年1月29日～2月3日
室内分析期間 : 令和2年1月31日～2月20日
報告書作成 : 令和2年2月21日～3月23日

3.3 調査実施責任者（土壌汚染対策法に基づく指定調査機関）

会社名 : 株式会社クリタス
指定番号 : 2003-8-1042
住所 : 東京都豊島区南池袋一丁目11-22
電話番号 : 03-3590-0327
主任技術者 : 三嶋 智美（技術管理者 第0002376号）
現場代理人 : 増田 敏行

3.4 分析実施者（計量証明機関）

会社名 : 株式会社ユーベック
計量証明事業登録 : 千葉県第582号（濃度）
住所 : 千葉県木更津市久津間613番地

3.5 調査の基本的な考え方

本調査は、今後の開発計画の基礎資料とするため、調査対象地を法で定められた特定有害物質による「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」※に仮定するとともに、現在の地表面を汚染のおそれが生じた場所の位置と仮定し、30m格子（エリア）毎に土壌ガス調査及び土壌調査を実施した。但し、貴会ご指示の基、建屋等の立地範囲を除いて調査を行った。なお、本調査では、調査対象地の最北端を起点とし、計画地点図を基に調査地点を設定した。但し、地下階等が存在するおそれがあり、採取が困難な箇所はそれを避けて調査地点を設定した。調査地点図は、図-1に示す。

※法に基づく調査を行う際には、土地利用履歴より土壌汚染のおそれの区分の分類を行い、次頁に示す土壌汚染のおそれの区分に応じた調査頻度で、土壌汚染状況調査を実施

することとされている。本業務では、調査対象地における特定有害物質の取扱い履歴を確認するための資料等調査（地歴調査）を実施していないため、仕様書に則り、調査対象地全域を「土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」と仮定した。

土壤汚染のおそれの区分についての分類

土壤汚染のおそれの区分	土地利用履歴
土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	特定有害物質を直接取り扱っている土地 (例；特定有害物質使用施設、特定有害物質使用施設からの排水経路、特定有害物質の埋立場所等)
土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	特定有害物質を直接取り扱っていない土地であるが、特定有害物質使用施設等との位置関係より、その用途が全く独立しているとはいえない土地 (例；事務所、作業場、資材置場、倉庫、中庭等の空地、作業用通路等)
土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	特定有害物質を直接取り扱っている土地より、その用途が全く独立している状態が継続している土地 (例；山林、緩衝緑地、グラウンド、体育館等)

土壤汚染のおそれの区分と調査頻度

特定有害物質の種類		第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第二種特定有害物質 (重金属等)	第三種特定有害物質 (農薬等)
試料採取の考え方	土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画 (全部対象区画)	10m 格子(単位区画内)の1地点	10m 格子(単位区画内)の1地点	10m 格子(単位区画内)の1地点
	土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地を含む単位区画 (一部対象区画)	30m 格子内の1地点	30m 格子内で1検体を分析 (複数地点均等混合)	30m 格子内で1検体を分析 (複数地点均等混合)
	土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地のみの単位区画 (上記以外の単位区画)	必要なし	必要なし	必要なし
調査方法		土壤ガス調査	土壤調査 (土壤溶出量・含有量)	土壤調査 (土壤溶出量)

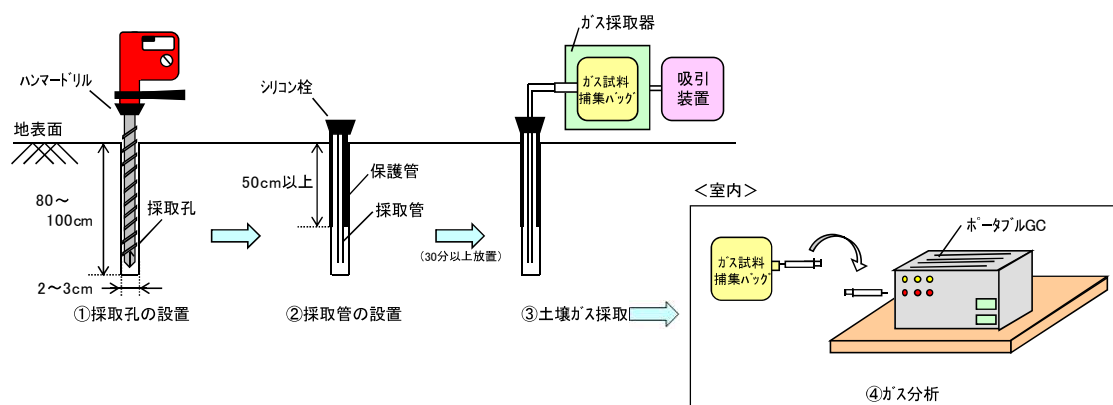
4 土壌ガス調査（対象：第一種特定有害物質）

4.1 調査方法

第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）を対象とした土壌汚染状況調査として、平成15年環境省告示第16号「土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法」に基づく土壌ガス調査を実施した。

試料採取は、1エリア（30m格子）につき原則として中心の単位区画で行った。地表から概ね1m下の土壌中に含まれる揮発性有機化合物の揮発成分を地表面にて捕集することにより行い、採取した土壌ガス中の揮発性有機化合物の濃度を測定することにより、調査対象地に土壌汚染が存在するおそれを評価した。

【土壌ガス調査のイメージ】



4.2 調査地点

26 地点 (図-1 参照)

4.3 調査対象物質

第一種特定有害物質：12 項目

クロロエチレン	四塩化炭素
1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン
ジクロロメタン	テトラクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン
トリクロロエチレン	ベンゼン

4.4 調査作業手順

① 調査地点の決定

調査計画地点図をもとに現地において、最終的な調査地点を決定した。その際には、地下埋設物破損のおそれの小さい箇所での試料採取に努めた。

② ガス採取孔の設置

土壌ガス採取孔は直径 2~3cm 程度で深度約 1m のものを設置した。土壌ガス採取孔は、電動式ハンドドリル及びボーリングバー（鉄棒）で穿孔した。

③ 土壌ガス採取

土壌ガス採取孔から専用のガス採取装置を使用し、土壌ガスを捕集バックに分析に必要な量を採取した。

④ 採取孔の埋め戻し

土壌ガス採取後は、砂等により埋め戻した。

⑤ 分析

採取した土壌ガスは、弊社指定の分析機関において分析した。

5 土壌調査（対象：第二種特定有害物質、第三種特定有害物質）

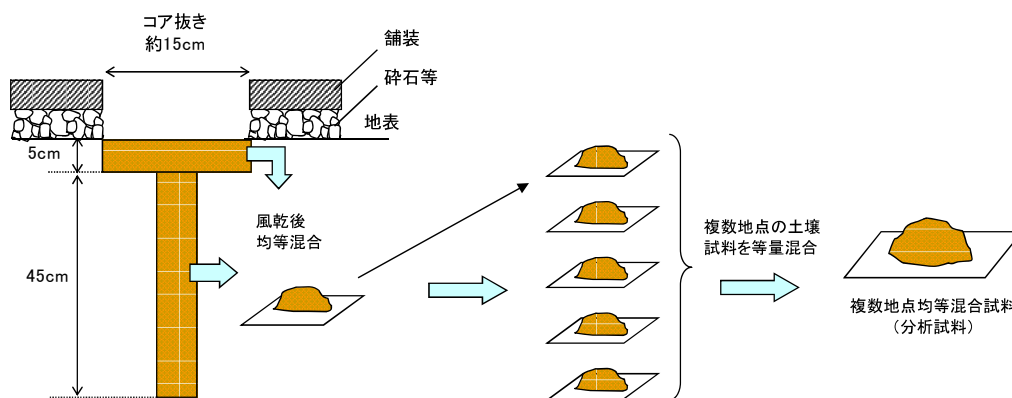
5.1 調査方法

第二種特定有害物質（重金属等）及び第三種特定有害物質（農薬等）を対象とした土壌汚染状況調査として、汚染のおそれが生じた場所の位置（地表面と仮定）から深さ 50 cm までの土壌について、調査対象物質ごとに土壌溶出量調査及び土壌含有量調査を実施した。

試料採取は、1 エリア（30m 格子）につき原則として中心の単位区画及び隣接する 4 つの単位区画の中心で行った。本調査では現在の地表面を基準として、表層の土壌（土の表面から深さ 5 cm）及び深さ 5～50 cm の土壌を深さ方向に均等に採取し、等量（重量）ずつ均等混合して 1 試料とし、さらにこの試料を等量（重量）ずつ混合して 1 エリアを代表する土壌試料とした。（複数地点均等混合法）。

なお、土壌溶出量及び土壌含有量の測定方法は、平成 15 年環境省告示第 18 号「土壌溶出量調査に係る測定方法」、平成 15 年環境省告示第 19 号「土壌含有量調査に係る測定方法」に従った。

【表層土壌採取のイメージ】



5.2 調査地点

26 エリア、120 地点 (図-1 参照)

5.3 調査対象物質

<土壌溶出量調査>

第二種特定有害物質 (9 項目)

カドミウム及びその化合物

シアン化合物

セレン及びその化合物

砒素及びその化合物

ほう素及びその化合物

六価クロム化合物

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

※アルキル水銀は、水銀が検出された場合に測定。

第三種特定有害物質 (5 項目)

シマジン

チウラム

有機りん化合物

チオベンカルブ

ポリ塩化ビフェニル (PCB)

<土壌含有量調査>

第二種有害物質 (9 項目)

カドミウム及びその化合物

シアン化合物

セレン及びその化合物

砒素及びその化合物

ほう素及びその化合物

六価クロム化合物

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

5.4 調査作業手順

① 調査地点の決定

調査計画図面をもとに最終的な調査地点を現場で決定した。その際には、地下埋設物破損のおそれの小さい箇所での試料採取に努めた。

② 土壌採取

地表面から深さ 50cm までの土壌を分析に必要な量について採取した。なお、地表面がアスファルトで被覆されている地点については、それを除いた土壌表面を基準に採取深度を決定した。

③ 掘削孔の埋め戻し

土壌の試料採取後は、砂等により孔を埋め戻した。なお、孔の地表面がアスファルトで被覆されている箇所は同様の材料にて復旧した。

④ 分析

採取した土壌試料は密閉のうえ梱包し、弊社指定の分析機関に搬送し分析を行った。

6 調査結果

6.1 土壌ガス調査結果

土壌ガス調査の結果、第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）は検出されなかった。
結果は表-1 に示す。

6.2 土壌調査結果

土壌調査の結果、第二種特定有害物質（重金属等）及び第三種特定有害物質（農薬等）
は全て基準に適合していた。
結果は表-2-1、表-2-2 に示す。

7 次段階（今後）について

本調査の結果、法で定められた特定有害物質による土壌汚染は確認されなかった。但し、環境省令で定める規模以上の土地の形質の変更をしようとする際及び条例で定める土地の改変行為をしようとする際には、法第 4 条及び条例第 117 条に定められた方法に基づき、法及び条例に準拠した調査を実施する必要がある。

以上

表-1 土壌ガス調査結果

物質 試料名	第一種特定有害物質:ガス濃度(volppm)											
	クロロエチレン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン
A7-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
C3-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
C4-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
C5-4	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
C6-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
C7-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
D2-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
D3-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
D7-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
E1-8	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
E2-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
E3-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
E7-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
F3-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
F7-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
G3-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
G4-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
G5-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
G6-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
G7-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
H2-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
H3-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
H4-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
H5-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
H6-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
H7-5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
定量下限値	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.05

注1) NDとは、不検出を示す。(測定結果が試験方法の定量下限値を下回ること)

注2) は、対象物質が検出されたことを示す。

表-2-1 土壤調査結果(土壤溶出量調査)

物質 試料名	第二種特定有害物質:土壤溶出量(mg/L)									第三種特定有害物質:土壤溶出量(mg/L)				
	カドミウム及び その化合物	六価クロム 化合物	シアン化合物	水銀及び その化合物	セレン及び その化合物	鉛及び その化合物	砒素及び その化合物	ふっ素及び その化合物	ほう素及び その化合物	シマジン	チオベン カルブ	テウラム	ポリ塩化 ビフェニル	有機りん 化合物
A7(2.3,4,5,9)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.22	0.02	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
C3(3,5,6,8,9)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001	0.001未満	0.001未満	0.30	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
C4(2,4,5,6,9)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.20	0.01	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
C5(1,3,4,7,9)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.32	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
C6(3,4,5,6,8)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.20	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
C7(3,5,6)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.37	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
D2(2,4,5,6,8)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.31	0.01	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
D3(2,4,5,6,8)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.34	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
D7(4,5,6)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.41	0.02	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
E1(7,8,9)	0.001未満	0.011	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.33	0.02	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
E2(2,4,5,6,8)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.26	0.01	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
E3(2,4,5,6,8)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.18	0.01	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
E7(4,5,6)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.32	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
F3(4,5,6,8,9)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.08未満	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
F7(4,5,6)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.48	0.01	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
G3(2,5,6,7,8)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.49	0.05	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
G4(2,3,5,6,8)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
G5(2,3,5,6,8)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.31	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
G6(2,3,5,6,8)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001	0.001未満	0.001	0.14	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
G7(2,3,4,5,6)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.08未満	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
H2(4,5,7,8,9)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.30	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
H3(2,4,5,6,8)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001	0.001未満	0.18	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
H4(2,4,5,6,8)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.11	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
H5(2,4,5,6,8)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.08未満	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
H6(2,4,5,6,8)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.08未満	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
H7(2,4,5,6,9)	0.001未満	0.005未満	不検出	0.0003未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.08未満	0.01未満	0.0003未満	0.002未満	0.0006未満	不検出	不検出
土壤溶出量基準	0.01以下	0.05以下	検出されないこと	0.0005以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.8以下	1以下	0.003以下	0.02以下	0.006以下	検出されないこと	検出されないこと
第二溶出量基準	0.3以下	1.5以下	1.0以下	0.005以下	0.3以下	0.3以下	0.3以下	24以下	30以下	0.03以下	0.2以下	0.06以下	0.003以下	1以下
定量下限値	0.001	0.005	0.1	0.0003	0.001	0.001	0.001	0.08	0.01	0.0003	0.002	0.0006	0.0005	0.1

注1) は、対象物質が土壤溶出量基準不適合であることを示す。

注2) は、対象物質が第二溶出量基準不適合であることを示す。

表-2-2 土壤調査結果(土壤含有量調査)

物質 試料名	第二種特定有害物質:土壤含有量(mg/kg)								
	カドミウム及び その化合物	六価クロム 化合物	シアン化合物	水銀及び その化合物	セレン及び その化合物	鉛及び その化合物	砒素及び その化合物	ふっ素及び その化合物	ほう素及び その化合物
A7(2,3,4,5,9)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	39	15未満	85	50未満
C3(3,5,6,8,9)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	20	15未満	110	50未満
C4(2,4,5,6,9)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	21	15未満	90	50未満
C5(1,3,4,7,9)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	68	15未満	58	94
C6(3,4,5,6,8)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	28	15未満	50未満	84
C7(3,5,6)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	30	15未満	50未満	50未満
D2(2,4,5,6,8)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	19	15未満	110	50未満
D3(2,4,5,6,8)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	32	15未満	130	50未満
D7(4,5,6)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	29	15未満	72	50未満
E1(7,8,9)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	30	15未満	95	50未満
E2(2,4,5,6,8)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	23	15未満	50未満	50未満
E3(2,4,5,6,8)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	22	15未満	91	50未満
E7(4,5,6)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	17	15未満	50未満	50未満
F3(4,5,6,8,9)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	21	15未満	170	50未満
F7(4,5,6)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	20	15未満	57	50未満
G3(2,5,6,7,8)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	29	15未満	88	50未満
G4(2,3,5,6,8)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	30	15未満	68	50未満
G5(2,3,5,6,8)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	19	15未満	50未満	50未満
G6(2,3,5,6,8)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	15未満	15未満	50未満	50未満
G7(2,3,4,5,6)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	15未満	15未満	58	50未満
H2(4,5,7,8,9)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	19	15未満	55	50未満
H3(2,4,5,6,8)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	32	15未満	110	50未満
H4(2,4,5,6,8)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	20	15未満	55	50未満
H5(2,4,5,6,8)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	20	15未満	71	50未満
H6(2,4,5,6,8)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	20	15未満	130	50未満
H7(2,4,5,6,9)	15未満	25未満	5未満	1.5未満	15未満	20	15未満	90	50未満
土壤含有量基準	150以下	250以下	50以下	15以下	150以下	150以下	150以下	4000以下	4000以下
定量下限値	15	25	5	1.5	15	15	15	50	50

注1) は、対象物質が土壤含有量基準不適合であることを示す。

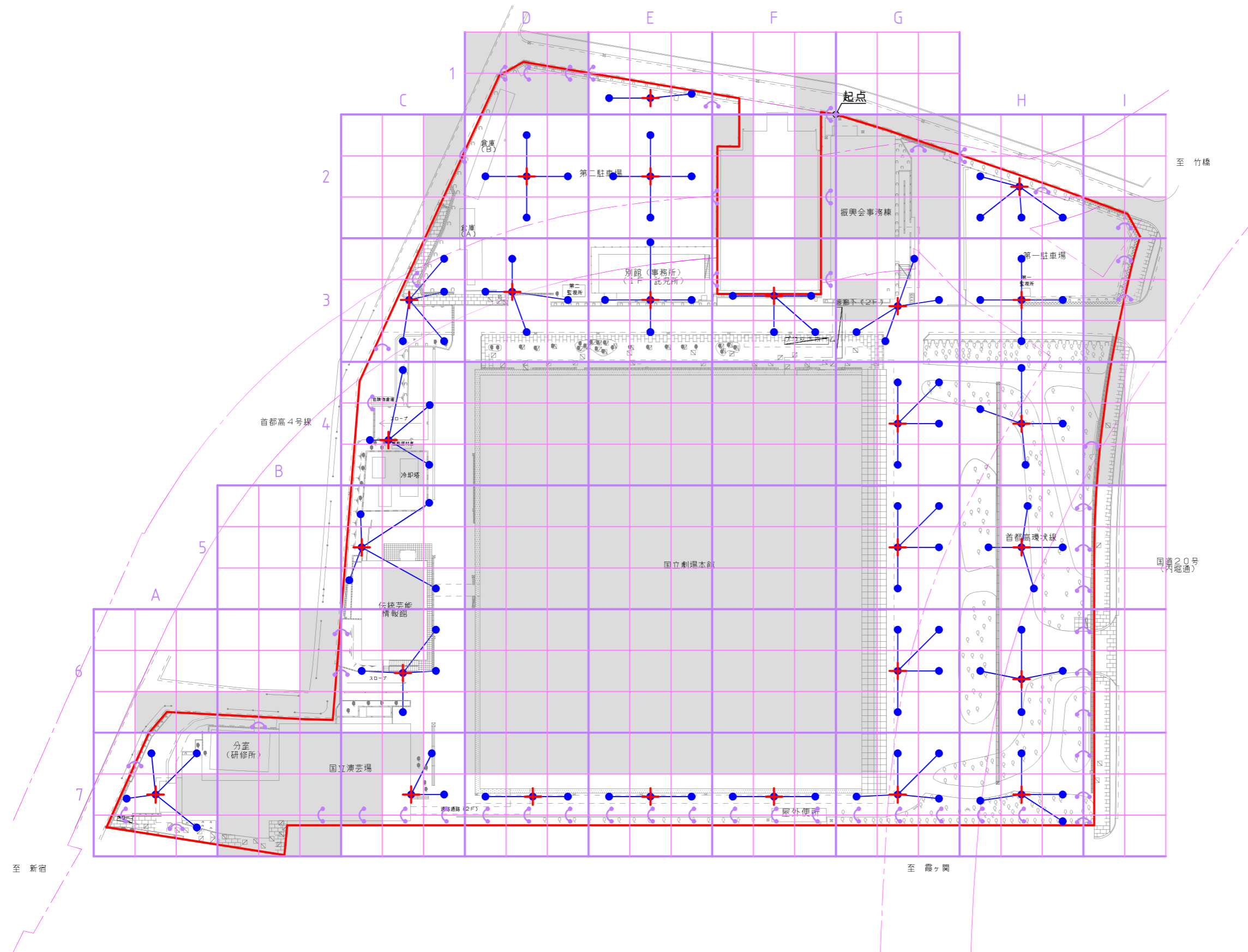


凡 例

- ⊕ 土壌ガス調査地点 (26地点)
- ⊙ 土壌調査地点 (26エリア120地点)
- 調査対象外区画
- 調査対象地

統合区画
30m格子内の区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9



本図はご提供資料「千代田区隼町13番1ほか(国立劇場)_調査計画図ver2.1(調査不可範囲追加)」を基に作成。

独立行政法人日本芸術文化振興会 御中

図-1
日本芸術文化振興会隼町地区内
土壌状況調査
調査地点図

株式会社クリタス

作成日	2020年02月04日
-----	-------------